

人材紹介に関する基本契約書

一般社団法人ふうりん（以下、「甲」という。）と株式会社 Best Fit（以下、「乙」という。）とは甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関し、以下のとおり契約を締結する（以下、「本契約」という。）。

第1条（目的）

甲は乙に対し、甲と必要とする人材の採用にかかる人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾する。

第2条（労働条件の明示）

甲は、紹介を依頼する人材について、労働条件（職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む）を乙に書面、FAXまたは電子メールにより明示する。

第3条（人材の紹介）

乙は、甲の明示した労働条件に基づき、人材の募集および選出を行い、甲に該当人材を紹介する。なお、該当人材が選出できなかった場合、乙は甲に対し、一切の責任を負わない。

第4条（選考および採用）

甲は、乙が前条により紹介した人材から選考し、甲の責任をもって採用を決定する。また、労働条件は第2条により明示したものに基き、原則変更しない。また乙は、甲の選考および採用活動に協力する。

第5条（就業条件明示書の交付）

甲は、乙は第4条により採用を決定した人材（以下、「採用決定者」という。）と雇用契約を締結する際に、第2条により明示した労働条件に基づき、就業条件明示書（労働基準法第15条に定める事項を含む）を採用決定者に交付する。また、乙に同書の写しを交付する。

第6条（報酬）

第1項 甲は、採用決定者の甲への入社をもって、乙の本契約遂行の対価として、乙の報酬（以下、「紹介報酬」という。）を支払う。また、甲は、採用決定者の就業機会を制限するという観点から、決定した採用を取り消すこと（以下、「内定取り消し」という。）は原則できない。ただし、甲、乙および採用決定者が合意した場合は、この限りではない。

第2項 甲が求職者に係る内定通知書または労働条件通知書のいずれかを乙に送付した後に、甲の事由によりその内定を取り消す場合は、甲は乙に対し紹介料の50％に相当する金額を支払うものとする。なお、内定取り消しの可否については、甲乙間において協議・解決されるものとする。

第7条（紹介報酬の算定）

紹介報酬は基本給与月額¹の12か月分またはそれに準じた金額（以下、「想定基本給」という。）、採用決定者と同等の職級またはそれに準じた等級者に前年度に支払われた賞与額（以下、「想定賞与」という。）および通勤交通費、時間外、休日、深夜労働手当を除く全ての手当（以下、「諸手当」という。）を合算した金額（以下、「想定年収」という。）に、15％を乗じて算出する。

算式：想定年収＝想定基本給＋想定給与＋諸手当 紹介報酬＝想定年収×15％

また、年俸制や非常勤、単発、短期など、想定年収が当該算式では算出できない場合は、原則同等の条件とし、甲乙協議の上、これを決定する。但し、紹介料の下限20万円（税抜）とする。

第8条（紹介報酬の請求および支払い）

第1項 乙は、採用決定者の甲への入社日に採用決定者の出社を確認し、甲へ請求書を発行する。

第2項 甲は、乙に対し、採用決定者の入社日から起算し翌月末日以内に、紹介報酬を乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払う。振込手数料は甲が負担する。

第3項 甲は、乙に、紹介報酬の支払いを遅滞した場合に、当該金額に対して年利14％の遅延損害金を支払わなければならない。

第9条（紹介報酬の見直し）

採用決定者の入社日から起算し、1年を経過しない間に、甲が新規採用決定者の雇用条件を変更し、想定年収が増加する事情が生じたときは、甲は乙に対し、当該雇用条件の変更内容に応じて増加した報酬額を追加して支払わなければならない。

第10条（報酬変換の義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。なお、本件における「退職」とは、退職届に記載された日付を退職日として扱うものとする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合、および甲の法令違反行為に起因する退職の場合はこの限りではない。

退職までの期間	紹介報酬返還の割合
入社後31日未満の場合	紹介報酬の 80％ を返還

入社後31日以上61日未満の場合	紹介報酬の 50％ を返還
入社後61日以上91日未満の場合	紹介報酬の 20％ を返還

第11条（みなし事項）

乙が甲へ、紹介した人材の紹介日（氏名・経歴を含む個人情報の授受を行った日）から1年を経過する日までの間に、甲が乙の承諾なく直接接し採用を決定し、入社せしめた場合は、甲は本契約第7条第1項に規定する紹介報酬の2倍額を乙に支払う。

第12条（個人情報保護及び秘密保持）

第1項 甲および乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報および乙が紹介した人材（採用に至らなかった者も含む）の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当なく第三者に提供することおよび目的外使用することを禁止する。ただし、正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。

第2項 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ破棄しなければならない。

第3項 本条項は、本契約の終了後においても同様に適応されるものとする。

第13条（反社会的勢力との取引排除）

第1項 自己、または自己の役員、重役などの地位の使用人およびこれに準ずる顧問等、ならびに経営的な影響力を有する株主等（以下、「自己の役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。

第2項 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。

第3項 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用してないこと、また今後もそのようなことはないこと。

第4項 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。

第5項 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下、「関係先等」という。）に対しての暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務に妨害しないこと。

第14条（契約の解除契約）

甲および乙は、相手方が以下の各号に該当する場合、何らかの催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

第1項 相手方が反社会的勢力であると判明した場合。

第2項 相手方が自己の取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、自己の信用を毀損し、または自己の業務を妨害したとき、そのこれら類する行為を行った場合。

第3項 相手方が自己および自己の関係先等に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

第15条（法令遵守）

甲および乙は、本契約の遂行にあたり、職業安定法等の職業紹介に関する法律、労働基準法等に関する法律、個人情報等に関する法律、その他本契約に関わる日本国法律を遵守すること。

第16条（有効期間）

第1項 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年とする。

第2項 本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から、相手に対し、契約内容の旨の、または、本契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、本契約は同内容にて1年単位で自動更新するものとする。

第17条（協議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲および乙は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

第18条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、地方裁判所の第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立の証として、本契約書を2通作成し、各自記名捺印の上、甲乙がそれぞれ1通を保有するものとする。

年	月	日	乙) 住所	茨城県水戸市元吉田町2354番の3
甲) 住所			名前	株式会社 Best Fit
名前	Ⓜ		代表取締役	佐野仁彦
				Ⓜ